

告 示 第 8 3 5 号

令和 6 年 6 月 1 9 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について
(告示)

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

桜島地域のデジタル弱者がデジタルツールの知識と活用能力を高め、デジタルデバイトの解消に繋げるため、町内会等各種団体と連携したデジタル教室を企画運営するもの

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 鹿児島市桜島地域において活動実績を有していること。
- (4) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

- (7) 納期の到来している市税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 申込要領

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 会社概要及び履行実績（様式第2）

ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（ただし、特例猶予の適用を受けている場合は、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可。この告示の日（以下「告示日」という。）以降に発行されたもの）

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3）

オ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可。3か月以内に発行されたもの）

カ オに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可。3か月以内に発行されたもの）

キ 印鑑証明書（原本に限る。3か月以内に発行されたもの）

ク 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書・利益処分表））直前1期分

なお、創業1年末満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

- (2) 告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている業者は、(1)エからキまでの書類の提出を省略することができる。

(3) 書類の交付及び受付期間

告示日から令和6年7月3日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 書類の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 書類の交付場所、提出及び問い合わせ先

〒891-1415

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係

電話 099-293-2346

(6) この企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

4 注意事項

この企画提案競技の参加に際しては、別に定める桜島地域デジタル教室企画運営業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。